

第30回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和7年4月25日(金) 午後3時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 3番 志田 敏朗 委員 4番 恩田 明雄 委員  
5番 五十嵐 晃樹 委員 8番 齋藤 学 委員 9番 齋藤 茂 委員  
10番 庄司 正廣 委員

農地利用最適化推進委員

大沼 隆一 推進委員 菅原 義弘 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

2番 大川 里美 委員 6番 齋藤 俊介 委員 7番 石栗 聡 委員  
松田 潤 推進委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
第2 報告第2号 農地中間管理事業に関する権利の移転について(借受人変更)  
第3 議案第72号 非農地証明の適否について  
第4 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第5 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司 正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 菅原 勲  
総務係 長 渡部 涼子  
調整主任 須藤 輝一  
会計年度職員 高橋 加奈

議 長 ただ今より、第30回三川町農業委員会総会を開会いたします。  
(15:30)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。  
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。  
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
したがって、3番 志田 敏朗 委員、8番 齋藤 学 委員の2名を指名いたします。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。  
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第2 報告第2号「農地中間管理事業に関する権利の移転について(借受人変更)」までの報告を求めます。  
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) < 報告第1号 >  
(説明) < 報告第2号 >

議 長 以上で日程第1から日程第2までの報告を終わります。  
次に、日程第3 議案第72号「非農地証明の適否について」を議題とし、審議します。  
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) < 議案第72号 >

議 長 本案については、本日の出席委員で現地の確認をしました。  
これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。  
4番 恩田明雄 委員

4 番 4番恩田です。ただいまの説明ですと、番号1の土地の面積がごく小面積であること、二つ目として敷地から独立して取引の対象と成り得ると認められない場合、この二つ共の条件が整った場合に認められるのか、それともどちらか一つに該当すれば認められるのか、確認をお願いします。

渡部総務係長 一つ目と二つ目の条件を二つ共に満たす場合に限られます。

4 番 はい。了解しました。

議 長 他にございませんか。  
9番 齋藤 茂 委員

9 番 9番齋藤です。先程、現地を見てきましたが、見るからにトラクターで耕起されていまして、隣の柿の木も剪定されていまして、非農地とは言えないのではないかと思います。事務局ではどうお考えでしょうか。

渡部総務係長 通知の中では、現に耕作されている農地であっても、この二つの条件に該当した場合は非農地であるとしておりますので、目の前で耕作されている状態だとしても、一つ目、二つ目の条件での判断になります。

議 長 いろいろ意見があるかと思いますが、来月の総会まで保留をして、検討した方がよいのではないかと思います。どうでしょうか。

9 番 齋藤 茂 委員

9 議 本 本日欠席者もいますし、もう一度皆で協議した方が良いと思います。  
長 では、来月の総会まで検討し協議することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、来月の総会にて再度協議したいと思いをします。

菅原事務局長

菅原事務局長 先程来、ごく小面積の取り扱いをどうするのかというところが問題になっているかと思いをします。先に渡部総務係長から説明がありました、ごく小面積の要件については、明確な基準がないと申し上げております。その一方で、国からの通知をみますと、家庭菜園について、住宅に小規模な菜園を設置する場合、その菜園を除いた住宅敷地面積を上回るような場合は過大。つまりは宅地の面積より農地の面積が大きければ過大、ごく小面積とは言えない。という見解が示されているようです。今回については宅地の面積が農地の面積よりは大きい、農地の面積が少ない、という形になっているようですが、継続審議ということで、事務局としても引き続き調査させていただきたいと思いをします。よろしくお祈りをします。

9 議 長 それでは、先程の案件につきましては、もう少し検討させていただきますのでよろしくお祈りをします。

次に、日程第4 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) << 議案第73号 >>

9 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませぬか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

番号1と2について一括での説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) << 議案第74号 >>

9 議 長 本案の番号1及び2については、いずれも転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。

1 番 黒田 暢 委員、登壇願います。

1 番 1 番黒田です。農地法第5条第一項の規定による許可申請につきまして、\*  
\*\*、\*\*\*町内会の案件の一括報告いたします。去る4月11日に、実査委員の五十嵐晃樹委員と石栗聡委員と私、事務局より渡部総務係長、合せて4名

が立ち合いのもと実査を行いました。

\*\*\*の案件においては、親族が新生活を迎えるための住居施設の設備を行うため、母屋の宅地の隣接する農地を転用するものであります。北側には母屋、南には農道、西の農地近傍は、コンクリートブロックにより十分な土留めがされておりました。被害防除においても隣接境界から十分な距離を確保するとのことでした。次に\*\*\*の案件においては、\*\*氏の農地に一戸建ての新築住宅を建築するため、農地転用するものであります。東西は道路となっておりますが、南北が農地になっており、地盤が低いと土砂の流出、崩壊等による隣接地への影響が懸念されましたが、土留めの方法についてはコンクリートブロックで隣接境界を保護すること、盛土においては道路側溝の高さからプラス10センチ盛ることを確認しましたので問題ありませんでした。近傍農地の日照、通風等による農地の影響については近傍農地所有者より承諾をいただいているとのことなので、問題はないと確認いたしました。以上の結果、両案件におきましては転用に問題なし。許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議

長 これより質疑に入ります。本案の番号1と2について、ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の、番号1については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1については「許可相当」といたします。

続いて、本案の番号2について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号2については「許可相当」といたします。

暫時休憩します。

(15:54)

議

長 再開します。

(15:56)

以上をもちまして、第30回三川町農業委員会総会を閉会します。

(15:56)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 8 番